

7公立東京給第1592号
令和8年1月27日

各所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長
坂 本 雅 彦
(公印省略)

傷病手当金に係る事務手続の変更について(通知)

日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解、御協力いただきありがとうございます。
この度、「福利厚生事務の手引(令和8年1月)」改訂に伴い、地方公務員等共済組合法第68条に規定する傷病手当金の請求に係る取扱いについて下記のとおり変更することといたします。
各所属所におかれましては、よろしくお取り扱い願います。

記

1 主な変更点

(1) 事前審査の廃止

支給開始時及び退職時に実施していた事前審査を廃止し、初回から請求書を提出していただきます。廃止の目的及び理由は以下のとおりです。

- 手続き開始から支給までの期間を短縮し、速やかな給付を行うため。
- 提出手続きの簡素化及び添付書類の削減により、請求者と所属所の事務負担を軽減するため。
- 請求書のExcel様式への移行等、事務手続きの見直しにより、共済組合による事前の審査や通知によらずとも正確な書類作成が可能となったため。

(2) 請求手続きの変更

事前審査を廃止し、他の短期給付と同様、初回から請求書を提出していただきます。初回請求時に支給要件の審査を並行して行うため、初回と2回目以降で添付書類が異なる点にご留意ください。

なお、請求書のExcel化に伴い、「福利厚生事務の手引 別冊様式集」への掲載を廃止しました。

公立学校共済組合東京支部のホームページから様式をダウンロードして使用してください。

詳細は、別紙1「請求の流れ」及び「福利厚生事務の手引(令和8年1月)」を参照してください。

(3) 初回の支給時期の変更

変更後は、初回の請求書提出時に支給要件の審査を行います。このため、下表のとおり、初回の支給時期が早まります。

	変更前(事前審査あり)	変更後(事前審査なし)
請求書の提出時期	事前審査結果通知後	要件を満たし次第随時
請求書の提出締切日	毎月 10 日	毎月 10 日
支給予定日	当月 24 日	原則、当月 24 日(※)
全体の所要期間(参考)	約 2~3 か月	約 1~2 か月

(※) 初回請求時は審査に時間を要するため、翌月 24 日となる場合があります。

(4) 様式の統廃合

提出書類の様式について、下表のとおり変更します。

※一部、様式名を省略しております。〔 〕内は「用紙No.傷病手当」以下の数字です。

変更前	変更後	変更点
[1]傷病手当金請求書 [2]傷病手当金請求書(退職者用)	[1]傷病手当金請求書	統合
[1-2]報酬支給額証明書(有給休職用) [1-3]報酬支給額証明書(無給休職用)	[2]報酬支給額証明書	統合
[3]試算シート	[3]試算シート	更新
[4]事前審査表紙 [5]傷病手当金に係る確認書 [6]年金等調整方法申請書	廃止	請求書に統合

2 適用時期

本通知による変更は、令和8年2月1日から適用します。

なお、事務手続の変更に伴う経過措置については、別紙2「経過措置について」を参照してください。

3 その他

本通知に係る問合せについては、電子メールで受け付けます。「短期給付事業に関する質問票」を作成の上、下記メールアドレス(tanki@section.metro.tokyo.jp)宛に送信してください。

【問合せ先】

公立学校共済組合東京支部
給付貸付課 短期給付担当 市村・沼屋
E-mail tanki@section.metro.tokyo.jp
電話 03(5320)6827
(問合せは原則としてメールでお願いします)